

与論町立学校給食センター整備事業 審査基準書



令和8年7月

与論町 教育委員会

目 次

第1	審査基準書の位置づけ.....	- 1 -
第2	審査の概要.....	- 1 -
1.	審査方式.....	- 1 -
2.	選定の方法.....	- 1 -
3.	審査の体制.....	- 1 -
第3	審査.....	- 2 -
1.	審査のながれ.....	- 2 -
2.	参加資格審査.....	- 3 -
3.	提案関係書類の審査.....	- 3 -
第4	優先交渉権者の決定等.....	- 6 -
1.	優先交渉権者の決定.....	- 6 -
2.	優先交渉権者を決定しない場合の措置.....	- 6 -

第1 審査基準書の位置づけ

与論町立学校給食センター整備事業募集審査基準書（以下「審査基準書」という。）は、与論町が与論町立学校給食センター整備事業募集（以下、「本事業」という。）の実施にあたって優先交渉権者を特定するための方法及び評価基準等を示すもので、別に公表する募集要項等と一体をなすものです。

第2 審査の概要

1. 審査方式

本事業を実施する事業者には、施設整備業務（設計、工事監理、建設工事、調理設備調達・搬入設置及び事務備品調達等）と開業支援業務に関する専門的な知識や技術が求められることから、提案価格とともに、事業遂行能力、施設整備能力、その他の条件を総合的な評価により優先交渉権者を選定する公募型プロポーザル方式により行うこととします。

2. 選定の方法

参加資格審査と提案関係書類の審査の二段階で行います。

ただし、参加資格審査は本プロポーザルの参加資格の有無のみを審査し、その内容を提案関係書類の審査に持ち越すことはありません。

また、提案関係書類の審査は、第一次審査（書類審査）により二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の対象者として3者程度を選定したうえで、第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）を行い、優先交渉権者を選定します。

なお、提案関係書類の提出者が3者以下の場合、その全てを二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の対象者として選定することがあります。

3. 審査の体制

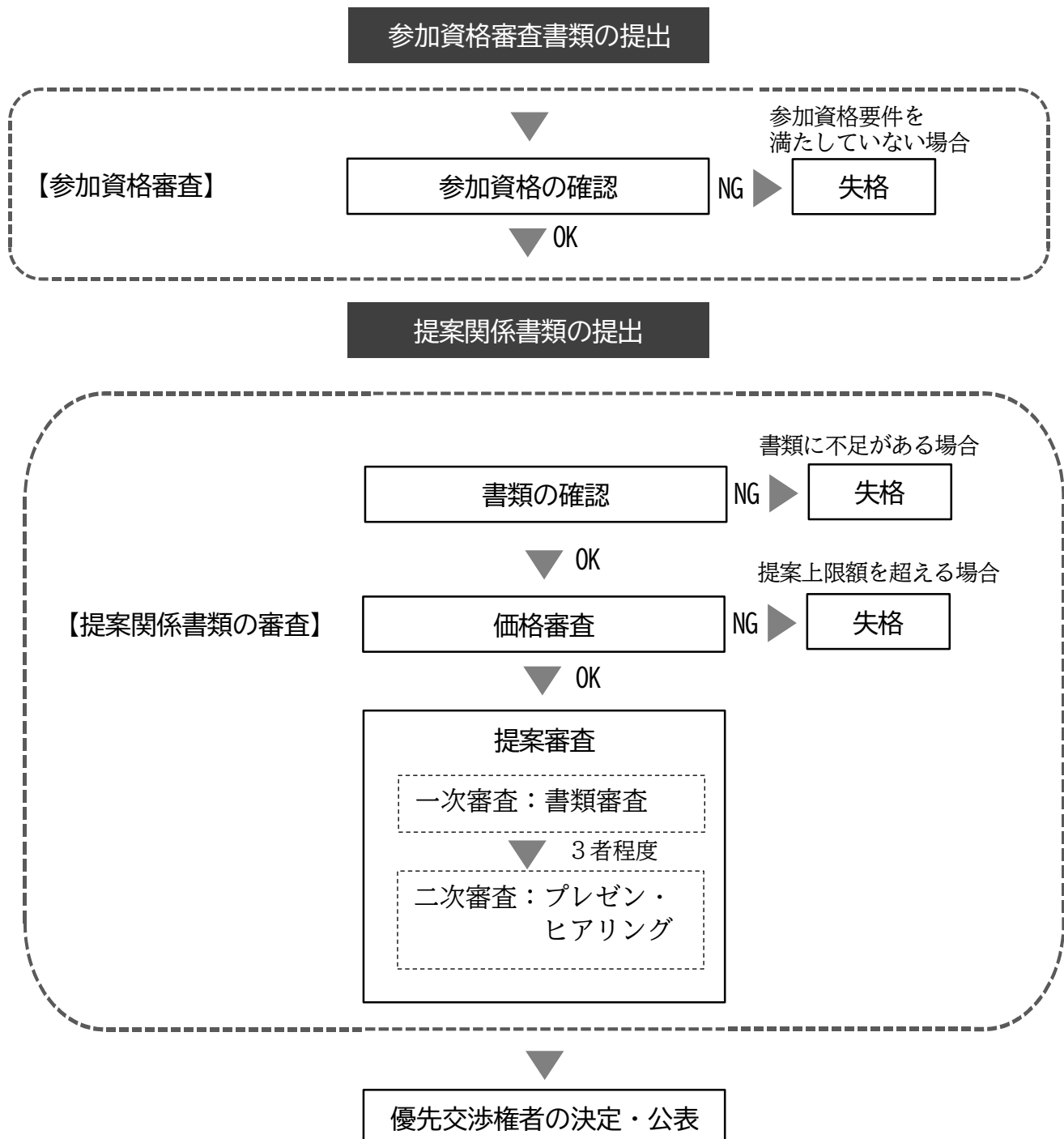
参加資格審査は、与論町教育委員会で行います。

提案関係書類の審査は、本事業に最適な事業者の選定を公平かつ公正に行うため、学識経験者、庁内関係者等で構成する与論町立学校給食センター整備事業公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行います。

第3 審査

1. 審査のながれ

審査のながれは、次のとおりとします。



2. 参加資格審査

ア 参加資格審査

応募者が備えるべき参加資格要件（募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行います。参加資格要件を1つでも満たしていない場合は「失格」となります。

イ 参加資格審査結果の通知

与論町は参加資格審査の結果を代表企業に通知します。

3. 提案関係書類の審査

ア 書類の確認

提出された提案関係書類について、すべて揃っているかを確認します。提案関係書類に不足がある場合は原則として「失格」となります。

イ 価格審査

提出された提案価格について、提案上限額以内であることを審査します。

提案上限額を超える場合は「失格」とし、提案上限額を超えない場合は価格審査の結果を得点化します。

ウ 提案内容の審査

審査点は、価格審査点（30点満点）と提案審査点（70点満点）を合計し、計100点満点で算出します。

なお、審査点は各審査委員の平均値とします。

① 価格審査点

次の方法で得点化します。

価格審査点	=	30点	×	(最低提案価格／当該提案価格)
-------	---	-----	---	-----------------

② 提案審査点

項目ごとに次の4段階で評価します。（小数点第2位まで算出（端数切り捨て））

評価	評価内容	得点化
A	特に優れている（要求水準を大きく超える提案がある）	配点×1.00
B	やや優れている（要求水準を超える提案がある）	配点×0.75
C	普通（要求水準を満たしている）	配点×0.50
D	劣っている（要求水準を満たしていない）	配点×0.25

③ 提案審査点の評価の視点と配点

提案審査点の評価の視点と配点は次のとおりです。

■ 事業計画全般（12点）

項目	評価の視点	配点
基本的な考え方に関する提案		
目的・基本理念	- 与論町立学校給食センター整備基本計画を踏まえ、与論町の学校給食に対する具体的な提案がなされているか。 - 事業の目的を踏まえ、各業務において民間の創意工夫や経験、ノウハウを活かした提案がなされているか。	4点
事業実施体制	- 代表企業を中心とした各構成員の役割と責任分担、情報共有体制など事業実施体制の具体的な提案がなされているか。 - 安全安心でおいしい給食を提供するための町との連携方法について、具体的な提案がなされているか。 - 担当する企業に類似事業の実績があり、多様な経験やノウハウを有しているか。	2点

地域経済への配慮に関する提案		
地域経済への配慮	・ 資材の調達や町内事業者の活用など地域経済への貢献に関する具体的な提案がなされているか。	6 点
■ 設計・建設業務 (50 点)		
項目	評価の視点	配点
設計・建設業務に関する提案		
基本的な考え方	・ 業務方針等の考え方が適切に示されており、業務を遂行する上での工夫や配慮に関する具体的な提案がなされているか。	4 点
リスク管理・モニタリングに関する提案		
リスク管理方針と対策	・ リスク管理体制に関する具体的な提案がなされているか。 ・ 想定されるリスクの回避策やリスク緩和措置の検討を踏まえた具体的な提案がなされているか。	2 点
事業継続の方策	・ バックアップ体制等の方策に関する具体的な提案がなされているか。	2 点
モニタリング	・ 設計・建設業務を円滑に進めるためのセルフモニタリング等の具体的な提案がなされているか。	2 点
建設計画に関する提案		
配置計画	・ 建物本体及び付帯施設の配置、外部動線（歩行者、搬入車両、配送車両等）について、安全性・機能性・防災性等に配慮した具体的な提案がなされているか。 ・ 稼働開始までの間、既存施設の稼働を可能とする具体的な提案がなされているか。 ・ 稼働開始後、既存施設の解体及び付帯施設等の整備が可能となる具体的な提案がなされているか。	4 点
平面計画	・ HACCP の考え方に基づく衛生管理を踏まえた諸室配置について、具体的な提案がなされているか。 ・ 調理員及び食材の動線に無駄がなく、作業が効率的に行えることに配慮した具体的な提案がなされているか。 ・ 調理員の安全確保や労働環境に配慮した具体的な提案がなされているか。 ・ アレルギー対応食に対する具体的な提案がなされているか。 ・ 見学者の動線や見学環境など食育機能に関する具体的な提案がなされているか。	8 点
調理設備計画	・ 必要食数を踏まえたうえで、適切な規模を備えた調理設備の性能や数量について、具体的な提案がなされているか。 ・ 安全安心でおいしい給食を適温で提供するための調理設備について、具体的な提案がなされているか。 ・ 災害発生時の炊き出し機能や食材の維持・確保に関する具体的な提案がなされているか。 ・ 調理機器は最新のものが選定されており、誤操作を防止し安全かつ容易に使える等の配慮がなされているか。	6 点
構造・設備計画に関する提案		
構造計画・設備計画	・ 法規制に適合するための具体的な提案がなされているか。 ・ 離島で台風常襲地域という立地環境に配慮した具体的な提案がなされているか。 ・ 良好な室内環境を確保するための具体的な提案がなされているか。 ・ 各作業区域の汚染レベルを考慮した換気・空調設備に関する具体的な提案がなされているか。	6 点

維持管理に関する提案		
維持管理	・ 設備の点検や更新のしやすさなど維持管理面を考慮した具体的な提案がなされているか。 ・ ランニングコストを考慮した具体的な提案がなされているか。 ・ 施設の長寿命化を図るための考慮した具体的な提案がなされているか。 ・ 供用開始後の保証について、期間とその内容に関する具体的な提案がなされているか。 ・ 保証期間終了後における建築設備や調理機器などのトラブル発生時の対応について具体的な提案がなされているか。	6 点
周辺環境への配慮に関する提案		
周辺環境	・ 工事期間中における既存施設の稼働に配慮した適切な安全対策、粉塵等の衛生対策に関する具体的な提案がなされているか。 ・ 工事期間中及び供用開始後の食材等の搬出入時における周辺道路の歩行者や車両などへの安全対策に関する具体的な提案がなされているか。 ・ 騒音、振動、臭気などの周辺への影響を最小限に抑えるための具体的な提案がなされているか。	4 点
環境負荷の低減に関する提案		
環境負荷の低減	・ 省エネルギーや再生可能エネルギーの活用など環境負荷の低減に資する具体的な提案がなされているか。 ・ 工事期間中の建設副産物の発生抑制やリサイクルの推進及び適正処理の推進に関する具体的な提案がなされているか。	2 点
事業スケジュールに関する提案		
事業スケジュール	・ 効率的かつ無理のない計画であり、設計と施工を一括して行うことによる効果を活かした実行性に優れた具体的な提案がなされているか。 ・ マイルストーンを設定するなどスケジュールの遵守に向けた具体的な提案がなされているか。	4 点
■ 開業支援業務（8点）		
項目	評価の視点	配点
開業支援業務に関する提案		
開業支援	・ 開業準備に向けた方針や計画に関して、研修の内容や頻度、支援の体制など具体的な提案がなされているか。	4 点
アフターサービス	・ 供用開始後の支援体制について具体的な提案がなされているか。	4 点

第4 優先交渉権者の決定等

1. 優先交渉権者の決定

各応募者の総合審査点（価格審査点と提案審査点の合計）により順位を決定します。

なお、複数の応募者の総合審査点が同点だった場合は次のとおりとします。

- ・ 価格審査点が最も高い提案者を優先交渉権者として決定します。
- ・ 価格審査点も同点の場合は委員の投票により決定します。

2. 優先交渉権者を決定しない場合の措置

応募者がいない場合又は全ての応募者の提案審査点が 35 点（70 点×0.5 普通（要求水準を満たしている））未満の場合は優先交渉権者を決定しません。

なお、この場合はこの旨を速やかに公表するものとします。